

福祉と健康

☆☆☆ 発酵の里 きらきら健康メモ ☆☆☆

3月は、『自殺対策強化月間』です。



*こんな症状はありませんか？

～からだの症状～

- ・頭痛 ・不眠 ・食欲減退 ・めまい ・耳鳴り ・全身倦怠感
- ・体重の減少 ・吐き気 ・腹痛 ・便秘や下痢 など

～感情の変化～

- ・気分が沈む ・涙もろい ・不安 ・自分を責める
- ・自分などいない方がいいと考える ・死にたくなる など

～意欲の変化～

- ・やる気がでない ・集中力の低下 ・決断力の低下 ・記憶力の低下
- ・興味や関心がなくなる

これらうつ症状の場合があります。精神面だけでなく、からだにも不調が表れることがあります。



上記の症状があった場合は、職場の衛生管理者、精神科や心療内科・精神神経科がある医療機関等に、早めに相談しましょう。「精神科にはちょっと抵抗が・・・」という方は、職場の産業医、かかりつけの内科や女性の場合、婦人科の医師等に相談してみましよう。

【その他相談窓口】

- ◎神崎町保健福祉課（健康や福祉サービスに関連すること） ☎0478-72-1603
- ◎神崎町地域包括支援センター（高齢者に関すること） ☎0478-72-1607
- ◎香取健康福祉センター ☎0478-52-9161
- ◎神崎町健康相談ダイヤル ☎0120-53-1171
- ◎千葉いのちの電話 ☎043-227-3900（24時間）



福祉タクシー利用助成事業について

町では障害者や高齢者を対象として、タクシー運賃の助成を次のとおり行っています。

▶制度概要

対象となる方に福祉タクシー指定業者（23社）で使用することができる1枚500円の利用券を交付し、支払時に提出することで乗車料金の負担軽減を行います。
年間最大36,000円分の福祉タクシー利用券を交付し（申請月により、交付枚数が異なります）、1回の乗車で10枚（5,000円）まで使用可能とします。

▶対象となる方

条件は在宅にて日常生活を営む方で、以下のいずれかに当てはまる方。

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ・要介護（要支援）認定を受けた方
- ・65歳以上で過去に運転免許証を自主返納された方
- ・65歳以上で同居している家族全員が交通手段を持たない方

▶申請方法

申請書に以下のいずれかの資料を添付して直接または郵送で保健福祉課へ申請をお願いいたします。

- ・各種手帳及び介護被保険者証の写し
 - ・申請による運転免許の取消通知書または運転経歴証明書の写し
- なお、令和5年度に申請された方には、更新の案内を送付します。

▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎②1603

